別記(二)

和解條件

一、諸君ノ意見ヲ尊重シ諸種給料ト整理、別問題トスル事
二、就テハ本月ヨリ毎月二万五十円ニ支払ニ付買用ヲ並行スル事
三、本日未払金ノ内ヘ金千円ヲ支払フ事
四、本月廿六日金二千円支払フ事
五、整理ノ為メニ本月廿六日、廿七日ノ両日ニ引越シヲスル事ヘ土地家屋ヲ地主竹内氏ヨリ請求サレ居ルニ付キ家屋ト明渡シニ金五千円ヲ家賃料トシテ入手スル筈
一、工場員ハ手伝フ事
六、引越シテ受取ル金五千円ハ工場ノ差押資金ノ内ニ支払フ事

長谷川

工場員 殿

給料不払で

就業中止

萬朝報社工場従

東京の真ん中に萬朝報と云ふ新聞社がある其の萬朝報社々長が払いた職工に賃銀を払はないでゐるのが神士的態度であると称したことがある所謂神士的態度になるのださうだ。又、全部は一ヶ月半にも垂んとしてゐる労働に対する報酬を当然払ふべき筈は払はれないで我々は安眠的施策に腐心してゐるこんな事と赤裸々に書けば恐らく本当だと信ずる人はないだらう、此の嘘のやうな真実を詳しく知らせたいが限られた紙面であるから簡単にのべやう

昨年十一月社長長谷川善治が就任すると同時に社の財政状態を自ら出たことに依つて微弱なる吾々にも血もあり涙もある

それを誠として約三割の減給を涙を呑んで承認した その条件として給料の延滞を絶対にせぬことを條件として調印することにした、然るにそれを実行せずして延滞に延滞を重ね従業に信頼する事一ヶ月半の延滞を来したのである

如何に従順なる吾々も生活の脅威不安刻々として切迫し要求として彼等に放任するの愚を悟り去る十八日決心の臍を固めた その結果長谷川善治に対したの決議文を突きつけた

決議文

一、我々の生活は益々困難を極め未払額は漸次増加しつゝあり不安止む處を知らず依つて昭和四年四月二十二日午前十時迄に未払給料全額を支払ふこと
一、右履行せざる場合は断乎として就業を中止す
右決議す

昭和四年四月十九日

工場部員一同

右のやうな穏健妥当なる決議文を長谷川善治に提出した、二十二日午後四時に至り長谷川善治は要求案として延滞給料約壱萬円に対し貳千円(此の金もあるかないか?)にて就業せよと強要した

彼長谷川への要求は決議文を提出したる際の如きは又々工場系部員が例の横暴不断な蛆虫共が煽動したとて何事やあらんと高を括りて一蹴し更に角受取つて置かうと云つた 吾々会員が一旦決意したる臍を延滞も延滞四ヶ月の一部の要求金では到底応じ得られるものではない 且は同の要求を受へたるにも不拘此の誠意のない回答に接し全員は憤然として飯と戦ひつゝ初志を貫徹すべく奮起したのである 二十三日二十四日社長長谷川、重役石井、雨森等交々萬朝報社の現状を縷陳して吾々の至